

トピックス

1 市の財政状況をお知らせします

問合せ 財政課 (TEL23-7616)

令和5年度一般会計の決算額は、歳入が278億866万円、歳出が254億8,377万円となりました。

令和4年度と比較して歳入では14億2,187万円、歳出では7億1,673万円の増額となりました。

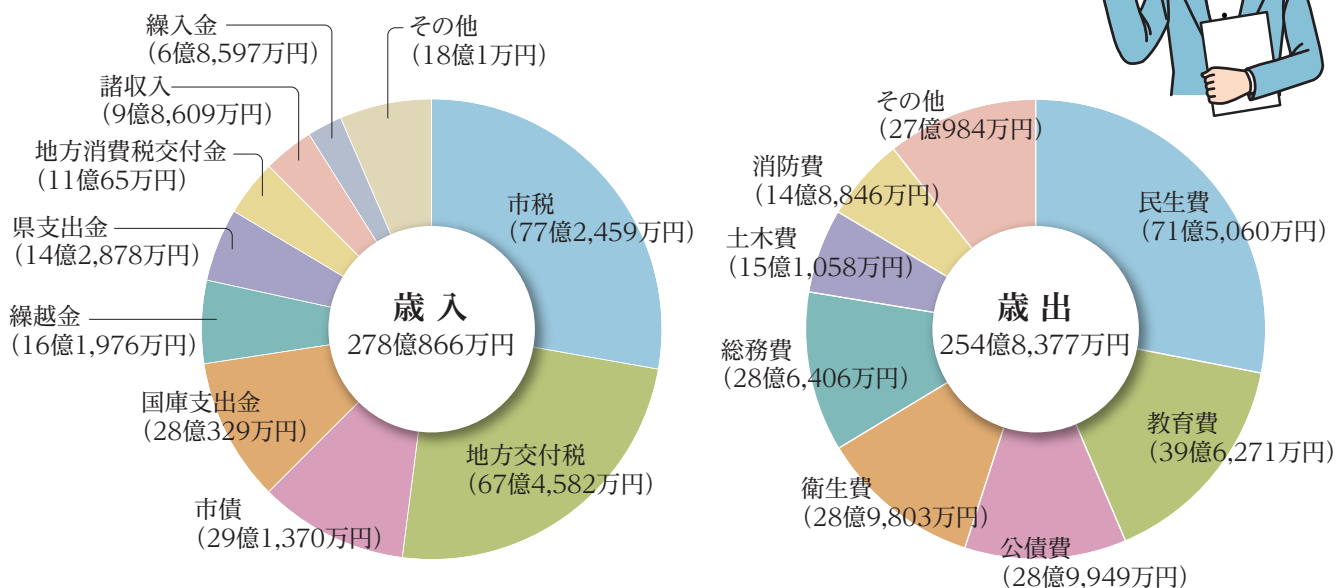
歳入では、市の根幹的収入である市税が、3億3,655万円の増額となりました。市債が、学校給食施設改築事業などの大型事業により5億5,490万円の増額となりました。また、財政調整基金や新型コロナウイルス対策基金などの繰入金も2億5,843万円の増額となりました。

歳出では、鳳来総合支所本体工事が令和4年度に完了したことにより総務費が13億6,932万円の減額となりました。また、新型コロナウイルスの感染症法上での位置付けが2類から5類に引き下げられたことでワクチン接種者数が減少したことなどにより衛生費が4億230万円の減額となりました。一方、学校給食施設改築事業における学校給食センターの建設などにより教育費が18億9,229万円の増額となりました。また、令和5年6月に発生した豪雨による災害に対応するため、災害復旧費が5億453万円の増額となりました。

歳入歳出差引残額は23億2,489万円で、令和6年度に繰り越した事業や、令和6年度途中で追加して行う事業に充てられます。

令和5年度一般会計の決算

令和5年度に納められた税金などが、どのように使われたのか報告します。



歳出の用語説明

総 務 費	庁舎管理、選挙、戸籍管理など市の全般的な事務に使われた経費
民 生 費	こども園の運営、子ども医療費助成や障害者福祉・高齢者福祉の増進などのために使われた経費
衛 生 費	健康増進・疾病予防やごみ・し尿処理施設の維持管理などに使われた経費
土 木 費	道路や橋の整備や公園の維持管理などに使われた経費
消 防 費	消防活動や災害対策などに使われた経費
教 育 費	小・中学校の維持管理や市民の学習・文化活動などのために使われた経費
公 債 費	借入金を返済するために使われた経費
そ の ほ か	議会費、農林水産業費、商工費、災害復旧費など、その他の経費

■一般会計・特別会計・企業会計の決算

※企業会計の予算額は支出予算額です。

会 計 名 称	令和5年度 決算額		
	予算額	収入済額	支出済額
一 般 会 計	303億4,445万円	278億866万円	254億8,377万円
特 別 会 計 合 計	65億4,082万円	62億3,518万円	61億619万円
国民健康保険特別会計	47億3,087万円	44億8,460万円	44億4,916万円
後期高齢者医療特別会計	15億1,799万円	14億9,833万円	14億7,552万円
国民健康保険診療所特別会計	1億2,111万円	9,888万円	9,588万円
宅地造成事業特別会計	3,661万円	674万円	672万円
財 産 区 会 計	1億3,424万円	1億4,663万円	7,891万円
企 業 会 計 合 計	95億8,541万円	75億3,694万円	84億5,937万円
病院事業会計	50億1,430万円	41億6,644万円	44億3,516万円
水道事業会計	26億8,671万円	18億9,156万円	23億8,838万円
工業用水道事業会計	1,429万円	1,313万円	1,109万円
下水道事業会計	18億7,011万円	14億6,581万円	16億2,474万円
総 合 計	464億7,068万円	415億8,078万円	400億4,933万円

一般会計でみた
一人あたりのお金納めた市税
180,549円交付税・
国県支出金等
415,089円使われたお金
595,638円令和6年3月31日現在の人口
42,784人で算出

市債の状況

一般会計分	286億7,156万円
特別会計分	2,786万円
企業会計分	111億8,529万円
合 計	398億8,471万円

※うち地方交付税として算入される
見込み額256億6,330万円

財産の状況

土 地	5,130,078㎡
建 物	276,538㎡
基 金	68億3,982万円

■令和6年度版ガイセイの話

ID 581693252

平成29年度から令和5年度決算までの公債費比率や市債残高、基金残高等の財政指標等の推移など、市の財政状況を詳しく解説しています。

市役所本庁舎財政課や各総合支所地域課で冊子を配布しています。また、市ホームページでも掲載しています。



2

人事行政の運営等の状況(概要版)を公表します

ID 372935549

問合せ

秘書人事課 (TEL23-7619)

令和5年度人事行政の運営等の状況[概要版]を公表します。

詳しくは市ホームページでご確認ください。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

単位:人

	退 職				採 用
	定 年	早 期	自己都合 など	計	
事 務 職	0	0	17	17	16
保 育 職	0	0	10	10	7
消 防 職	0	0	3	3	7
医 療 職	1	3	20	24	27
技能労務職	0	0	0	0	2
合 計	1	3	50	54	59

※定年:61歳(医師は65歳) 早期:募集による早期退職

※対象期間:(退職)令和5年4月1日~令和6年3月31日、(採用)令和5年4年2日~令和6年4月1日

(2) 職員数の状況

単位:人

職員数の推移						増減 R6-H31
H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	
923	906	903	899	901	907	▲16

※職員数に任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

	住民基本台帳 人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
新 城 市	43,122人	253億8,650万円	12億9,204万円	55億8,604万円	22.0%

(2) 職員の初任給などの状況(令和6年4月1日現在)

		初任給	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	一般行政職 平均
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200円	286,687円	291,900円	352,013円	306,100円
	高 校 卒	166,600円	223,600円	該当者なし※	該当者なし※	

※高校卒の経験年数15年、20年の職員は、採用のタイミングにより基準日には不在

(3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職 務 内 容	主事・技師		主任	係長 主査	副課長	副部長 課長	部長	—
職 員 数 (人)	57	84	51	50	45	53	10	350
構 成 比 (%)	16.3	24.0	14.6	14.3	12.8	15.1	2.9	100.0

(4) 職員の手当の状況(令和5年度普通会計決算)

種 類	内 容	支給職員1人当たり 平均支給年額
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にある職員(副課長相当職以上)に 37,700円~75,200円(一般行政職)を支給	587,863 円
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ◆配偶者(6,500円) ◆子(1人10,000円) ◆父母等(1人6,500円) ◆15歳~22歳までの子(各5,000円加算)	267,293 円
住 居 手 当	27,000円を超える家賃を支払っている職員には最高 28,000円を支給	156,745 円
通 勤 手 当	片道2キロメートル以上の場合に、通勤距離に応じて2,000 円~31,600円を支給	96,663 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間(週38時間45分)以外の時間に勤務するこ とを命ぜられた職員(管理職手当を支給されている職員を除く)に勤務時間に応じて支給	281,870 円
期 末 手 当 勤 勉 手 当	6月期、12月期の年2回に分けて支給 6月期 2.20月分(期末1.20月分、勤勉1.00月分) 12月期 2.30月分(期末1.25月分、勤勉1.05月分)	1,324,689 円
特殊勤務手当	著しく困難、危険、不快、不健康な業務に従事した職員に支給	5,145 円
退 職 手 当	勤務年数および在職中の貢献度に応じて支給	5,262,323 円

※ほかに初任給調整手当、単身赴任手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当
などがあります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 標準的な勤務時間(病院、消防などの交替・変則勤務体制の職場を除く)

1日の勤務時間：7時間45分

勤 務 時 間：午前8時30分~正午、午後1時~5時15分

1週の勤務時間：月曜日から金曜日までの38時間45分

週 休 日：土・日曜日(ほかに国民の休日、年末年始も休日となります)

(2) 年次有給休暇の取得の状況(一般職員)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
17,883.0日	5,499.4日	418人	13.2日	30.8%

※一般職員とは、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く)のうち、市長部局(市民病院を除く)
に勤務する職員を指します。



第13回新城市市民まちづくり集会 各発表

市議会 健康関係の議会活動について

今までに行ってきた健康に関する議会要望などを紹介しました。

市民代表① 新城健康づくり食生活改善協議会 「食育活動で健康づくりの輪を広げよう」

食を通した健康づくりのボランティアとしての活動を報告しました。

市民代表② 愛知県健康づくりリーダー新城支部 「愛知県健康づくりリーダーの活動～新城支部の一年間」

愛知県健康づくりリーダー新城支部の活動内容を紹介しました。

行政（健康課）「新城市の健康づくりの取り組み」

新城健康づくり21計画を通して新城市の現状を発表しました。

9月23日（月・祝）、新城市自治基本条例に基づき、第13回新城市市民まちづくり集会を開催しました。

今回は、小学生から80代までの109人が参加。企画運営は、公募で集まった市民まちづくり集会実行委員会が行いました。テーマ「教えて!!あなたの元気のひけつ」は、健康課が計画策定のために市民の生の声を生かしたいと提案し、参加者の気づきの場になりました。

市民まちづくり集会のグループワークや事前アンケートで出た意見は、実行委員会でもとめ、市役所1階情報カフェなどに展示します。前半は健康のために行ったことなど、後半は理想の将来像とその手法を話し合いました。

3

第13回新城市

市民まちづくり集会

教えて!!あなたの元気のひけつ
健康について話し合おう

問合せ 市民自治推進課
(Tel 23-7697)

ID 432485363

グループワーク発表 14グループのうち抽選により発表したグループの意見(抜粋)

健康のためにやったこと

食事

- 30種類の食材を食べる
- お酒を適量に
- サブリを飲む
- 早食いをやめる
- 塩分を控える
- なんでも食べる
- 無理のない食生活改善
- 夜遅くに飲食しない

運動

- ランニング
- 筋トレ
- 自転車通勤
- 農作業
- 運動するきっかけを見つける
- 階段を使う
- 犬の散歩



心

- 旅行などの趣味
- ストレスをためない
- くよくよ考えない
- 笑顔を絶やさない
- 時間にゆとりある生活
- ときめく心
- 推し活
- 素直に泣く



こが 古賀実行委員長

多くの方にご参加いただきありがとうございました。多様な話し合いの中で「元気のひけつ」を見つけていただけたと思います。次回の市民まちづくり集会もぜひ、ご参加ください。



グループワークで出た意見を展示します!

場所

- ◆ 市役所本庁舎 1 階 情報カフェ
- ◆ 市民センター ほうらい
- ◆ つくで交流館

期間

11月20日(木)～
12月20日(金)

市ホームページでも公開▶



4

国民健康保険と
後期高齢者医療制度は
12月2日からマイナ保険証を
基本とする仕組みに移行します

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

ID 649790187

国の法改正により、国民健康保険と後期高齢者医療制度は12月2日から従来の被保険者証(保険証)の発行を停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証とは

保険証利用登録がされているマイナンバーカードです。マイナポータルからご自身で利用登録できます。



新規加入される方や再発行を希望される方には、これまで発行していた保険証に代わり、次のものを発行します。

マイナ保険証をお持ちの方

『資格情報のお知らせ』

加入している保険の資格情報(氏名、被保険者番号など)が書かれたものです。

なお、「資格情報のお知らせ」だけで保険診療を受けることはできません。

マイナ保険証をお持ちでない方

『資格確認書』
現行の保険証と同じカード型です。医療機関などに提示することで今までもおり保険診療を受けることができます。

その他

◆現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入中で保険証をお持ちの方や12月1日までに加入手続きをされた方は、引き続き記載されている有効期限まで保険証を利用できます。

◆加入者の皆様のマイナ保険証保有状況を確認し、令和7年7月上旬ごろに資格情報のお知らせまたは資格確認書を各世帯に郵送する予定です。

マイナンバーカードを
保険証として利用するには

STEP 1
マイナンバーカードを
申請

まずはマイナンバーカードを作ります。次の中から申請方法を選択できます。

◆国から郵送された申請書を使い、スマートフォンなどを利用してオンライン申請する。または、郵送申請する。

◆運転免許証など本人確認書類を持参し、市役所本庁舎1階市民課で申請する。

◆「マイナンバーカード駆けつけ隊」を利用して申請する。(19ページ)

STEP 2
マイナンバーカードを
保険証として登録

マイナンバーカードを受け取ったら、保険証の登録をします。次の中から登録方法を選択できます。

◆スマートフォンなどを使いマイナポータルから登録する。

◆医療機関・薬局の受付に設置しているカードリーダーから登録する。

◆セブン銀行ATMから登録する。

STEP 3
医療機関・薬局で
受付

マイナ保険証の利用方法は次のとおりです。

- ①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く。
- ②本人確認を行う。(顔認証か暗証番号入力)
- ③特定健診や服薬などの情報提供について同意確認を行う。

マイナ保険証利用など
全般的な問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時

土日、祝日 午前9時30分～午後5時30分



▲厚生労働省
ホームページ

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行は全ての健康保険に共通するものですが、上記の内容は新城市で国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入中、または今後加入される方に関するものです。他の健康保険に加入している方は、各保険者にお問い合わせください。

5 償却資産の申告

法人や個人で事業を営んでいる場合、その事業のために所有している事業用資産（構築物や機械、器具及び備品など）には償却資産として固定資産税が課税されます。

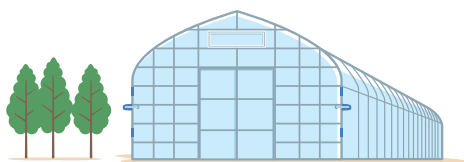
償却資産を所有する納税義務者の方（昨年度までに申告されている方）へ申告書を12月中旬頃発送予定です。新規に償却資産を取得された方で、申告書が必要な場合はご連絡ください。

農業をされている方へ

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する資産は、毎年市に申告する必要があります。

申告が必要な資産

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械など



問合せ 税務課

(TEL 23-7615)

ID 945722936

申告が不要な資産

◆軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車に該当する車両

◆家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室、生物（牛・果樹）など



太陽光発電設備を所有する方へ

次に該当する場合は、申告が必要となります。

◆発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備を所有する個人の方

◆太陽光発電設備を所有する法人及び個人事業主の方

太陽光発電設備の課税標準の特例

太陽光発電設備の中でも一定の要件を満たす設備には、次のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。なお、特例の適用には、課税標準特例適用申告書の提出が必要です。

対象設備 令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に取得し、固定価格買取制度の認定を受けていない発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型発電設備です。

提出書類 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを添付してください。

軽減内容 対象設備について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、各年度の課税標準額が2/3（1000キロワット以上の場合は3/4）に軽減されます。



6 水道メーターを定期的に確認しましょう

問合せ

経営課 (TEL 23-7645)
整備課 (TEL 23-7644)

ID 507449311

宅内給水管の破損や老朽化などで漏水することがあります。

漏水の確認方法

次の方法で漏水確認ができます。

- ①家の全ての蛇口を完全に閉める。
- ②水道メーター（量水器）の蓋を開ける。
- ③銀色のパイロットが回転しているか確認する。パイロットが回転している場合は漏水しています。



漏水が確認された場合

市ホームページに掲載している市指定給水装置工事店へ連絡し、修理してください。修理費用や漏水量を含んだ水道料金は、お客様の負担になります。

その他 宅内漏水はしていないが、以前に比べて水圧が弱くなった場合は、本管漏水の可能性もありますので整備課へご連絡ください。

7 令和7年度児童クラブの加入申込み

放課後児童クラブは、利用区分（通年利用、長期休みのみ利用）によって申込期限が異なります。

令和7年度から開設時間が変わります。希望者は基本の開設時間に加え、早朝30分、延長30分の利用が可能です。早朝、延長利用には別途利用料金がかかります。

対象 就労などにより開設時間中、児童を養育できない家庭の小学生
申込書配布開始日 11月20日(水)
配布場所 本庁舎1階こども未来課、各総合支所地域課、各児童クラブ

申込期間 12月2日(月)～27日(金)

※4月から通年利用を希望の方はこの期間にお申し込み下さい。

申込場所 本庁舎1階こども未来課、各総合支所地域課

その他 受付には、加入申請書と家庭の状況に応じて就労証明書などが必要です。

児童クラブの加入希望者が増加しています。祖父母などの協力が得られる家庭は、対象児童であつても加入申込みのご配慮をお願いします。

令和7年度 開設時間と保護者負担金

通年利用

	7:30	8:00	下校時間	18:00	18:30
通常開設日			小学校の授業	小学校下校後～18:00	延長
小学校行事など代休日 長期休み期間	早朝		8:00～18:00		延長
基本料金		早朝料金		延長料金	
月額	5,000円(7,8月除く)		年額	500円	
7月	6,000円		(代休日のみ)		
8月	8,000円		※長期休みの月は、下表を適用	月額 1,000円	



長期休みのみ利用

7:30

8:00

18:00

18:30

長期休み期間
夏・冬・春休み

早朝

8:00～18:00

延長

基本料金		早朝料金	延長料金
春休み(4月)	1,500円	月額 500円 ※8月のみ1,000円	月額 500円
夏休み(7月)	3,000円		※8月のみ1,000円
夏休み(8月)	8,000円		
冬休み(12,1月)	3,000円		
春休み(3月)	1,500円		

ID
4
5
7
0
2
7
6
2
8

問合せ こども未来課
(TEL 23-7622)

各高校専用プランをご用意！

- ・早生まれ専用プランあります！
- ・教習スケジュール無料作成！
- ・相談しやすい環境で皆様の免許取得をサポート！



ユタカ自動車学校 豊川校
☎ 0120-184-895



～大学生の皆様へ～

冬休み・春休みを利用して免許取得がオススメ！

- 2月・3月の短期コース募集中！お問い合わせを！
- 3月中の卒業をご希望の方は、1月中にお申込みを！

スケジュール作成、教習キャンセル 無料

オンライン学科で効率の良い教習プランを作成！

当校InstagramやFacebookへのリンクです。ぜひご覧ください！



※財源確保のために有料広告を掲載しています。広告の内容に関する問い合わせは、直接広告主へ。